

お客様各位

2026 年 8 月



EU 包装材・包装廃棄物規則(PPWR)への対応について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素より弊社製品をご愛顧賜り誠にありがとうございます。

さて、EU 包装材・包装廃棄物規則(PPWR:Packaging and Packaging Waste Regulation)において、包装に含まれる有害物質の使用制限(第 5 条)が 2026 年 8 月 12 日より適用が開始されております。

本件につきまして、弊社における確認結果および対応方針を下記のとおりご案内申し上げます。

敬具

記

1. 対象規制について

規則名:EU 包装材・包装廃棄物規則(PPWR:Regulation (EU) 2025/40)

適用開始日:2026 年 8 月 12 日(第 5 条:包装に含まれる有害物質の使用制限)

対象範囲:欧州向けに出荷される荷物に使用される包装材および包装機能(製品の保護、取扱い、引渡し等)を果たす全ての物品

規制内容:鉛、カドミウム、水銀、六価クロムの合計濃度を 100mg/kg 以下とすること

2. 弊社確認結果

弊社で使用する欧州向け包装材について、当該有害物質の合計濃度が 100mg/kg 以下であることを確認しております。

3. 今後の対応について

PPWR においては上記以外にも複数の要求事項が定められておりますが、これらにつきましては、適用時期および関連する規則・ガイダンス等を確認のうえ、順次対応を進めてまいります。

以上、宜しく申し上げます。